官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（最高裁四）　一
○司法委員規則等の一部を改正する規則（同五）　二
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三一）　二
○森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（農林水産一八）　三
○国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境四）　四
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（厚生労働一〇八）　四
○大中型まき網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（農林水産四二二）　五
○かつお・まぐろ漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（同四二三）　六
○かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等（特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を指定する件（同四二四）　六
〔その他告示〕
○参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件（内閣府一三）　六
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二〇）　七
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学五一）　七
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同五二）　七
○有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同五三）　七
○無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同五四）　七
○重要無形民俗文化財の名称を改める件（同五五）　七
○登録有形民俗文化財の登録を抹消する件（同五六）　七
○農薬を登録した件（農林水産四二五、四二六）　四
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（国土交通四〇八）　四
〔国会事項〕
内閣　警察庁　五
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配五三）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分　関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明　関係
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十四日

最高裁判所

民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正後欄の民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）第四条の二第一項中「同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第八条第一項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

同欄の民事訴訟費用等に関する規則第四条の二第六項中「第一項の方法」を「第一項各号に掲げる方法」に改め、同欄の民事訴訟費用等に関する規則第五条の二第一項中「当該手続において得られた納付情報により納付しなければ」を「次に掲げるいずれかの方法によらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該手続において得られた納付情報により納付する方法

二　国庫内の移換の手続により日本銀行に払い込む方法

同欄の民事訴訟費用等に関する規則第五条の二第三項中「第一項の方法」を「第一項各号に掲げる方法」に改め、同欄の民事訴訟費用等に関する規則附則第二十三条第一項中「特例執行文付与申